

改正案

（家賃の算定方法）

第二条 公営住宅法（以下「法」という。）第十六条第一項本文の規定による公営住宅の毎月の家賃は、家賃算定基礎額に次に掲げる数値を乗じた額（当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合には、近傍同種の住宅の家賃の額）とする。

一 公営住宅の存する市町村の立地条件の偏差を表すものとして地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）第八条に規定する公示価格その他の土地の価格を勘案して〇・七以上一・六以下で国土交通大臣が市町村ごとに定める数値のうち、当該公営住宅の存する市町村に係るもの

二 当該公営住宅（その公営住宅が共同住宅である場合にあっては、当該公営住宅の共用部分以外の部分に限る。）の床面積の合計を六十五平方メートルで除した数値

三・四（略）

2 前項の家賃算定基礎額は、次の表の上欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

入居者の収入	額
十萬四千元以下の場合	三萬四千四百円

現行

（家賃の算定方法）

第二条 公営住宅法（以下「法」という。）第十六条第一項の規定による公営住宅の毎月の家賃は、家賃算定基礎額に次に掲げる数値を乗じた額（当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合には、近傍同種の住宅の家賃の額）とする。

一 公営住宅の存する市町村の立地条件の偏差を表すものとして地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定する標準地の同法第六条の規定による公示価格その他の土地の価格を勘案して〇・七以上一・六以下で国土交通大臣が市町村ごとに定める数値のうち、当該公営住宅の存する市町村に係るもの

二 当該公営住宅の床面積の合計（共同住宅にあっては、共用部分の床面積を除く。）を七十平方メートルで除した数値

三・四（略）

2 前項の家賃算定基礎額は、次の表の上欄各項に定める入居者の収入の区分に応じてそれぞれ下欄各項に定める額とする。

入居者の収入	額
十二萬三千元以下の場合	三萬七千五百円

十萬四千円を超え十二萬三千円以下の場合	三萬九千七百円
十二萬三千円を超え十三萬九千円以下の場合	四萬五千四百円
十三萬九千円を超え十五萬八千円以下の場合	五萬二千二百円
十五萬八千円を超え十八萬六千円以下の場合	五萬八千五百円
十八萬六千円を超え二十一萬四千円以下の場合	六萬七千五百円
二十一萬四千円を超え二十五萬九千円以下の場合	七萬九千円
二十五萬九千円を超える場合	九萬千円

(入居者資格)

第六條 (略)

2 5 4 (略)

5 法第二十三條第二号イ、ロ及びハに規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 法第二十三條第二号イに掲げる場合 二十一萬四千円
- 二 法第二十三條第二号ロに掲げる場合 二十一萬四千円 (当該災害發生の日から三年を経過した後は、十五萬八千円)
- 三 法第二十三條第二号ハに掲げる場合 十五萬八千円

(法第二十八條に規定する収入の基準及び収入超過者の家賃の算定方法)

第八條 法第二十八條第一項に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 法第二十三條第二号イに掲げる場合 同号イに定める金額

十二萬三千円を超え十五萬三千円以下の場合	四萬五千元
十五萬三千円を超え十七萬八千円以下の場合	五萬三千二百円
十七萬八千円を超え二十万円以下の場合	六萬四千四百円
二十万円を超え二十三萬八千円以下の場合	七萬九百元
二十三萬八千円を超え二十六萬八千円以下の場合	八萬四千四百円
合	
二十六萬八千円を超え三十二萬二千円以下の場合	九萬四千四百円
合	
三十二萬二千円を超える場合	十萬七千七百円

(入居者資格)

第六條 (略)

2 5 4 (略)

5 法第二十三條第二号イ、ロ及びハに規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める収入の額とする。

- 一 法第二十三條第二号イに掲げる場合 二十六萬八千円
- 二 法第二十三條第二号ロに掲げる場合 二十六萬八千円 (当該災害發生の日から三年を経過した後は、二十万円)
- 三 法第二十三條第二号ハに掲げる場合 二十万円

(法第二十八條に規定する収入の基準及び収入超過者の家賃の算定方法)

第八條 法第二十八條第一項に規定する収入の基準は、法第二十三條第二号イ又はロに掲げる場合にあつてはそれぞれ同号イ又はロに規定する事業主体が条例で定める金額と、同号ハに掲げる場合にあつては二十万円とする。

二 法第二十三条第二号ロに掲げる場合 同号ロに定める金額

三 法第二十三条第二号ハに掲げる場合 第六条第五項第三号に定める金額

2 法第二十八条第二項の規定による公営住宅の次の表の上欄に掲げる年度の毎月の家賃は、近傍同種の住宅の家賃の額から法第十六条第一項本文の規定による家賃の額を控除した額に同欄に掲げる年度の区分及び同表の下欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それぞれ同欄に定める率を乗じた額に、同項本文の規定による家賃の額を加えた額とする。

(略)	年度	入居者の収入			
		(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		十五万円 千円を超	十八万円 千円を超	二十一万 四千円を	二十五万 九千円を
(略)		え十八万 六千円以	え二十一 万四千円	超え二十 万九千	超える場 合
(略)		下の場 合	以下の場 合	円以下の 場合	

(法第二十九条第一項に規定する収入の基準)

第九条 法第二十九条第一項に規定する政令で定める基準は、三十一万三千円とする。

2 入居者に配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）以外の同居者がある場合における前項の規定の適用に関しては、入居者の所得金額に合算する当該同居者の所

2 法第二十八条第二項の規定による公営住宅の次の表の上欄に掲げる年度の毎月の家賃は、近傍同種の住宅の家賃の額から法第十六条第一項本文の規定による家賃の額を控除した額に同欄に掲げる年度の区分及び同表の下欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それぞれ同欄に定める率を乗じた額に、同項本文の規定による家賃の額を加えた額とする。

(略)	年度	入居者の収入			
		(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		二十万円 を超え二	二十三万 八千円を	二十六万 八千円を	三十二万 二千円を
(略)		十三万八 千円以下	超え二十 六万八千	超え三十 二万二千	超える場 合
(略)		の場合	円以下の 場合	円以下の 場合	

(法第二十九条第一項に規定する収入の基準)

第九条 法第二十九条第一項に規定する収入の基準は、三十九万七千円とする。

2 入居者に配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）以外の同居者がある場合における前項の規定の適用に関しては、入居者の所得金額に合算する当該同居者の所

得金額は、百二十四万八千円を超える場合におけるその超える部分の金額に限るものとする。

得金額は、百四十七万六千円を超える場合におけるその超える部分の金額に限るものとする。

改正案	現行
<p>（公営住宅法に基づく政令の準用）</p> <p>第十二条 法第二十九条第一項の規定により公営住宅法の規定が準用される場合においては、それらの規定に基づく政令の規定を準用するものとする。この場合において、公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）</p> <p>「一 法第 二 法第 三 法第</p> <p>）第六条第五項中「イ、ロ及びハ」とあるのは「イ及びハ」と、</p> <p>「一 法第 二 法第 三 法第</p> <p>二十三条第二号イに掲げる場合 <u>二十一万四千円</u></p> <p>二十三条第二号ロに掲げる場合 <u>二十一万四千円</u>（当該災害 日から三年を経過した後は、<u>十五万八千円</u>）とあるのは</p> <p>二十三条第二号ハに掲げる場合 <u>十五万八千円</u>」</p> <p>「一 法第二十三条第二号イに掲げる場合 <u>十三万九千円</u> と読み替える</p> <p>二 法第二十三条第二号ハに掲げる場合 <u>十一万四千円</u>」</p> <p>ものとする。</p> <p>（家賃の決定等）</p> <p>第十三条の二 法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる</p>	<p>（公営住宅法に基づく政令の準用）</p> <p>第十二条 法第二十九条第一項の規定により公営住宅法の規定が準用される場合においては、それらの規定に基づく政令の規定を準用するものとする。この場合において、公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）</p> <p>「一 法第 二 法第 三 法第</p> <p>）第六条第五項中「イ、ロ及びハ」とあるのは「イ及びハ」と、</p> <p>「一 法第 二 法第 三 法第</p> <p>二十三条第二号イに掲げる場合 <u>二十六万八千円</u></p> <p>二十三条第二号ロに掲げる場合 <u>二十六万八千円</u>（当該災害 日から三年を経過した後は、<u>二十万円</u>）とあるのは</p> <p>二十三条第二号ハに掲げる場合 <u>二十万円</u>」</p> <p>「一 法第二十三条第二号イに掲げる場合 <u>十七万八千円</u> と読み替える</p> <p>二 法第二十三条第二号ハに掲げる場合 <u>十三万七千円</u>」</p> <p>ものとする。</p> <p>（家賃の決定等）</p> <p>第十三条の二 法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる</p>

公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）による改正前の公営住宅法（以下この条において「旧公営住宅法」という。）第二条第四号の第二種公営住宅に係る旧公営住宅法第十二条、第十三条及び第二十一条の二の規定による家賃及び敷金の決定及び変更並びに収入超過者に対する措置については、公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成八年政令第二百四十八号）による改正前の公営住宅法施行令（以下この条において「旧公営住宅法施行令」という。）第四条、第四条の四及び第六条の二の規定の例による。この場合において、旧公営住宅法施行令第四条第一号の表中「（準耐火構造の住宅）」とあるのは「（耐火構造の住宅及び準耐火構造の住宅）」と、旧公営住宅法施行令第四条の四中「建設大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、旧公営住宅法施行令第六条の二第一項及び第二項の表第二種公営住宅の項中「十一万五千元」とあるのは「公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）による改正後の法第二十三条第二号イに掲げる場合にあつては十三万九千元以下で施行者が条例で定める金額、同号ハに掲げる場合にあつては十一万四千元」と、同表第二種公営住宅の項中「十九万八千元」とあるのは「十五万八千元」と、「二十四万五千元」とあるのは「十九万千元」とする。

2  
(略)

公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）による改正前の公営住宅法（以下この条において「旧公営住宅法」という。）第二条第四号の第二種公営住宅に係る旧公営住宅法第十二条、第十三条及び第二十一条の二の規定による家賃及び敷金の決定及び変更並びに収入超過者に対する措置については、公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成八年政令第二百四十八号）による改正前の公営住宅法施行令（以下この条において「旧公営住宅法施行令」という。）第四条、第四条の四及び第六条の二の規定の例による。この場合において、旧公営住宅法施行令第四条第一号の表中「（準耐火構造の住宅）」とあるのは「（耐火構造の住宅及び準耐火構造の住宅）」と、旧公営住宅法施行令第四条の四中「建設大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、旧公営住宅法施行令第六条の二第一項及び第二項の表第二種公営住宅の項中「十一万五千元」とあるのは「公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）による改正後の法第二十三条第二号イに掲げる場合にあつては十七万八千元以下で施行者が条例で定める金額、同号ハに掲げる場合にあつては十三万七千元」と、同表第二種公営住宅の項中「十九万八千元」とあるのは「二十万円」と、「二十四万五千元」とあるのは「二十四万二千元」とする。

2  
(略)